

改正

平成24年1月13日教育委員会規則第4号

深谷市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市の機関が行うスポーツの行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (3) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (4) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (5) 住民のスポーツに対する理解を深めること。
- (6) 住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要であると認めること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、50人以内とする。

(委嘱)

第4条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のために必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、スポーツ推進委員に特別の事由があると認めるときは、前項の期間中においてもその委嘱を解くことができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 体育指導委員の定数は、第3条の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間、72人とする。

3 体育指導委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年1月1日を始期とする委員の任期に限り、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成24年1月13日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で、同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。